

お知らせ

米沢市消費生活センターからの情報です。



令和8年5月発行

5月は「消費者月間」です

<消費者月間とは>

昭和43年5月に施行された「消費者保護基本法（現在は消費者基本法）」の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

<令和7年度「消費者月間」全国統一テーマ>

「見える情報 見えない仕組み ～AI時代の消費者力を高めるために～」



令和8年度消費者月間ポスター

スマートフォン（スマホ）の普及で誰もが手軽にインターネットにアクセスできるようになりました。スマホに表示される広告はその所有者の選好を踏まえて情報が提供される仕組みになっています。

選んでいるつもりが、選ばされてはいませんか？

安全に安心して利用していくために、ネット広告の仕組みやリスクを理解して、本当に正しい情報なのかを見極める力を高めていくことが重要です。

消費者庁のウェブサイトでは「インターネットの広告の仕組みと付き合い方」に関する解説動画が公表されています。ぜひ、ご覧ください。

出典 消費者庁（[令和8年度消費者月間](#) | [消費者庁](#)）

米沢市消費生活センターの消費者月間の取り組み



消費者月間パネル展

令和8年5月18日（月）～22日（金）

市役所1階市民ホール

**情報を正しく理解し、批判的に判断し、
適切に活用する力をつけましょう**

困ったときは一人で悩まず 米沢市消費生活センターへ相談しよう！

○消費生活センターとは…

消費生活センターは、都道府県や市区町村等が運営している消費生活（消費者と事業者との契約）のトラブル等に関する相談機関です。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が公正な立場で対応しています。その他、パンフレットの配布や出前講座の開催などの普及啓発活動も行っています。

○どんな人が相談できるの？

原則として米沢市にお住まいか、通勤・通学している方が対象です。

※事業者や個人事業主からの事業に関する相談はお受けしていません。

○どんな場合に相談できるの？

商品やサービスの契約トラブルや借金の返済、製品事故などでお悩みの時は、お気軽にご相談ください。専門の相談員が解決に向けた助言や情報提供を行います。必要に応じて、事業者への交渉のお手伝い（あっせん）や適切な他機関への紹介も行います。

○相談するときには…

相談員は消費生活に関する専門家ですが、相談をすれば自動的に問題が解決するわけではありません。相談者と一緒に考え、解決の方法を探ります。相談の内容によっては、契約書、見積書、保証書などの資料があるとスムーズに相談を進めることができます。

原則として契約者ご本人が相談してください。病気などでご本人の相談が難しい場合には、ご家族や介護・見守をしている方からの相談もお受けします。

電子メールでの相談は受け付けておりません。お電話で相談していただくか、来所の際は、米沢市役所1階総合案内に声をかけてください。



おかしいなと思ったら、どうしていいかわからないなど一人で悩まず早めにご相談ください。情報提供も受け付けております。

米沢市消費生活センター

市役所内

知ろう レッツゴーにっこり

相談直通電話 **40-0525**

相談受付時間(市役所開庁日) 午前8時30分～午後5時

相談してケロ！

